

兵庫労働局発表 平成29年4月10日(月)

担	職業安定部職業安定課
	課長 足立 靖行
	雇用情報官 富澤 克彦
当	電 話 078-367-0792

平成29年度兵庫雇用施策実施方針の策定について
～全員参加型社会の実現に向けて～

兵庫労働局（局長 小林 健）は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項の規定に基づき、兵庫労働局及び管内公共職業安定所における職業指導・職業紹介の事業及びその他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を、兵庫県知事の意見を聞いて別添のとおり定めた。

兵庫労働局は、雇用に関する施策を推進するに当たっては、兵庫県が講ずる雇用に関する施策と密接な連携の下に、円滑かつ効果的に実施されるよう努める。

平成29年度

兵庫雇用施策実施方針

兵 庫 労 働 局

平成29年度 兵庫雇用施策実施方針 目次

第1	趣旨	1
第2	平成29年度の主な雇用施策(兵庫県との連携事業)	1
1	若年者等の雇用対策	1
2	女性の雇用対策	3
3	人材確保、人材育成の推進	5
4	ワーク・ライフ・バランスの実現等	8
5	障害者・高齢者・生活保護受給者などの就職困難者対策	9
6	地域雇用対策の推進	11
	(参考) 雇用施策に関する数値目標	12

平成29年度 兵庫雇用施策実施方針

～地域創生と総活躍社会の実現に向けて～

第1 趣旨

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項の規定に基づき、兵庫労働局及び管内公共職業安定所における職業指導・職業紹介の事業及びその他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を、兵庫県知事の意見を聞いて定めたものである。

兵庫労働局は、労働局の講ずる雇用に関する施策と兵庫県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関係の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努め、県下の抱える課題について、国及び県が実施する施策とその目標を定めるものである。

第2 平成29年度の主な雇用施策(兵庫県との連携事業)

兵庫労働局は、地域創生の推進及び誰もが活躍できる社会の実現、「働き方改革」の実現に向けて、兵庫県が取り組む「人材力」強化戦略、中でも若者等の正規雇用化やUJIターンの推進、女性、高齢者、障害者等の多様な人材のしごとの創出、働きやすい環境づくりなどの取組と密接に連携を図り、兵庫雇用対策本部会議や兵庫正社員転換・待遇改善実現本部会議において、意見・情報交換を行いながら、以下に掲げる施策の効率的かつ効果的な実施に取り組む。

1 若年者の雇用対策

(1) 新規学校卒業者の就職支援

新規学校卒業予定者の未内定卒業を減少させるとともに、未就職のまま卒業した者に対しても継続的支援を徹底し、未就業者や非正規労働者の早期就職・転職を支援する。

兵庫労働局が実施する業務

- ・神戸・三宮新卒応援ハローワークや各ハローワークにおいて、学校と連携した担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、セミナーや就職面接会の開催、個別求人開拓等を行い、新卒者や既卒者の就職促進を図る。特に、新規高等学校卒業生に対しては、就職率100%を目指す。
- ・平成28年度以降大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動開始時期が変更されたことに伴って新規高等学校卒業予定者の採用に影響が生じないよう、求人の確保について事業主に働きかけを行う。

兵庫県が実施する業務

- ・在学生の県内企業への就職活動を支援するために、企業の魅力を様々な角度から発信する企業ガイドブックの配付やインターンシップを通じた職業意識形成と県内企業の広報に努める。また、兵庫で働くことを希望する若者を積極的に採用する「ひ

ようご応援企業」と若者とのマッチングを支援する。

- ・奨学金の返済負担軽減制度を設ける県内中小企業に対し、助成制度を設けるなど、卒業後の若者の県内就職・定着促進と県内企業の人材確保を支援する。
- ・県内企業で働くことの魅力を県内大学の学生に伝え、就職先の選択肢となるよう、民間企業と協働して学生による企業の課題解決プログラムを実施する。

兵庫労働局と兵庫県が実施する業務

- ・雇用情勢に応じ、兵庫労働局、兵庫県、兵庫県教育委員会が連携して、事業主団体に対する新規高卒者等求人枠の拡大要請などの取組を行う。
- ・学生の応募機会の拡大を図るため、新規高等学校卒業予定者に対する企業説明会の開催や新規大学等卒業予定者に対する就職面接会を開催し、希望者全員の就職実現を目指す。
- ・兵庫県が設置する雇用に関するワンストップ支援を行う「ひょうご・しごと情報広場」と兵庫労働局が設置する新卒応援ハローワーク等とが一体的に就職支援に取り組む。

(2) フリーター等の正社員就職の支援

就職氷河期に就職時期を迎えた不安定就労者を中心に非正規労働者の正社員就職にむけた支援を推進する。特に、「若者しごと倶楽部」（若年者地域連携事業）における若年者の各種支援を連携して行う。

兵庫労働局が実施する業務

- ・三宮わかものハローワーク等において、担当者制による職業相談・職業紹介、各種セミナーの実施、公的職業訓練に関する情報提供、適切な受講斡旋により、正社員就職を支援する。
- ・ニート状態の若者に対しては、県内7ヶ所の地域若者サポートステーションにおいて、個別的、継続的支援を行うとともに、職業相談・職業紹介にあっては、ハローワーク等との連携を図る。
- ・三宮わかものハローワーク及び神戸・三宮新卒応援ハローワーク内に「在職者向け相談窓口」を開設して、就職後の職場定着支援を実施するほか、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する相談に対応する。
- ・「若者応援宣言事業」及び「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度」については、若者と地域の中小・中堅企業をつなぐ重要な事業であるとともに、若者が詳細な企業情報を知ること、より希望に合った会社を選び、安易な離職を防止する効果もあることから、積極的に推進する。
- ・企業における非正規雇用労働者の正社員化、人材育成、待遇改善等の取組を支援するキャリアアップ助成金の活用を促進する。

兵庫県が実施する業務

- ・「ひょうご・しごと情報広場」において、各種セミナーやキャリアコンサルティングを実施するほか、ハローワーク等との連携により職業紹介まで一体的に支援

する。

- ・学卒未就職者やフリーターの若者を対象に、社会人基礎研修と就職活動支援を組み合わせたプログラムを提供し、安定就労を支援する。
- ・ニート等の若者の就業を支援するため、地域若者サポートステーションのスタッフへの研修のほか、利用者及び保護者向けのセミナー開催を支援する。

兵庫労働局と兵庫県が実施する業務

- ・兵庫県が開催する「ニート就労支援ネットワーク会議」に兵庫労働局も参画し、労働局の委託事業である「地域若者サポートステーション事業（県内7カ所）」等、無就業の若者に対する各種支援の効果的な実施に向け、市町等関係機関との連携を図る。
- ・フリーター等非正規労働者の正社員化を支援するために、正社員求人（無期雇用契約）を対象とした就職面接会等を共催する。

2 女性の雇用対策

（1）子育て女性等に対する就職支援の推進

県内では多くの子育て中又は子育て後の女性等が再就職を希望しているが、就業条件等により再就職が難しい状況にあることから、積極的に就職支援に取り組む。

兵庫労働局が実施する業務

- ・マザーズハローワーク三宮を始め、県内7ヶ所のハローワークマザーズコーナー（尼崎所、西宮所、姫路所、加古川所、明石所、豊岡所及び西神所）において、子ども連れでも来所しやすい環境を維持し、市町と連携して保育関連サービスの情報提供や子育て女性等に対する就職支援サービスを実施する。
- ・再就職に資する職業能力開発のための公的職業訓練の情報提供及び受講相談等のサービスを実施する。
- ・また、必要に応じて公的職業訓練に関する的確な情報提供、適切な受講斡旋、訓練修了後の職業相談等一貫した支援を行う。

兵庫県が実施する業務

- ・県立男女共同参画センターにおいて、子育てとの両立や職業上のブランクに不安を抱える女性に対する様々な相談に応じるとともに、就職準備のための各種セミナーを実施するほか、国と一体的に実施するハローワーク就業相談窓口での職業紹介などにより就職支援を進める。
- ・上記施設において、本格的なスキルアップを目的とした公共職業訓練を活用し、再就職を目指す方に対し、訓練費用の助成を行う。
- ・育児、介護等により離職した方の再就職を促進するために、当該離職者を雇用した事業主に助成を行う。

兵庫労働局と兵庫県が実施する業務

- ・男女共同参画センターに「女性就業相談室」を設置し、兵庫県の行う再就職・起業等に向けた個別相談から各種セミナーの開催、兵庫労働局の行う職業相談・職業

紹介を一体的に実施し、ワンストップでサービスを提供する。

(2) 男女均等取扱いの確保と女性の活躍推進

男女均等取扱いを確保し、妊娠等を理由とする不利益取扱いについて迅速・厳正に行政指導を行い、女性の活躍推進を図る。

兵庫労働局が実施する業務

- ・妊娠等を理由とする不利益取扱いについて、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、兵庫県等と連携し、未然防止に向け、効果的な周知・啓発を図る。
- ・女性活躍推進法の円滑な施行を図るため、兵庫県や労使団体との連携を図り、常用労働者 300 人以下の努力義務企業に対しても法律の周知及び支援を行い、女性の活躍推進に関する行動計画策定を促す。
- ・女性活躍推進法に基づく認定制度を広く周知するとともに、「えるぼし」認定の取得に向けた働きかけを行う。

兵庫県が実施する業務

- ・女子学生を対象に、ライフプランを考慮したキャリアプランニングの取組を実施し、女性の就業意識の向上を図る。
- ・「ひょうご女性の活躍推進会議」及び「女性活躍推進センター」を中心に社会全体の機運醸成を図るとともに、職場等における意識改革や女性登用の促進等、女性の活躍に向けた様々な取組を展開する。

(3) 男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備

女性就業率のM字型の谷を引き上げていくためにも、子育てをする労働者が育児期も離職せずに継続就業をできるような環境整備を推進するとともに、介護による離職を防ぐためにも介護休業制度等の周知を図る。

兵庫労働局が実施する業務

- ・育児・介護休業等を理由とした不利益取扱いには厳正な行政指導を行うとともに、兵庫県と連携し、育児・介護休業法に基づく各制度の周知徹底を図り、仕事と育児・介護の両立に取り組む企業に対する各種助成金についても活用を促す。
- ・企業における仕事と育児の両立支援の取組促進のため、兵庫県と連携し、改正次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定、「くるみん」「プラチナくるみん」認定の取得に向けた働きかけを行う。

兵庫県が実施する業務

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現推進のために先進的な取り組みを実施している企業・団体等の表彰、また職場環境整備を行う企業への助成を行うなど、仕事と子育てを両立しやすい企業の拡大を図る。
- ・育児、介護休業の取得及び育児、介護による短時間勤務制度利用促進のため、代替要因の雇用に要する賃金の助成を行う。

兵庫労働局と兵庫県が実施する業務

- ・マザーズハローワーク三宮及びマザーズコーナーを設置するハローワーク（尼崎、西宮、姫路、加古川、明石、豊岡、西神）、県立男女共同参画センター、県民局、市町等による「子育て女性就職支援協議会」において、子育て女性の就職支援を強化する。

3 人材確保、人材育成の推進

兵庫県が行う産業振興、雇用創出、人材育成・確保などの取組に対して、労働行政の立場から必要な支援を行うとともに、ハローワークの職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進を図る。

特に、求職者の就職機会の確保の観点から、兵庫県等と連携して求人開拓に積極的に取り組むとともに、求人者に対しては、それぞれの職場の魅力を高める雇用管理改善を働きかけ、「魅力ある職場づくり」を推進する。

さらに、各市町における地元企業の人材確保の取組に対して、必要な協力を行う。

(1) 雇用創出と人材確保

兵庫労働局が実施する業務

- ・自治体及び地域の事業主団体と連携し、良質求人の確保を積極的に行う。
- ・受理した求人においては、条件に合致する求職者情報の提供、応募の少ない求人に対する求人条件緩和の働きかけ、ハローワーク内でのミニ就職面接会など積極的な充足対策を図る。
- ・雇用管理制度の導入・実施により職場定着に取り組む事業主等を支援する職場定着支援助成金や非正規労働者の正社員転換、処遇改善等に取り組む事業主に対して、キャリアアップ助成金の利用勧奨に併せ、雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を事業主に働きかける。
- ・平成28年3月に策定した5年を期間とする「兵庫労働局正社員転換・待遇改善実現プラン」に沿った取組を実施し、企業の正社員採用や待遇改善による人材の確保を支援する。

兵庫県が実施する業務

- ・成長が見込まれる次世代産業分野への県内企業の参入・事業拡大を支援する。
- ・起業・創業の拠点施設の設置やセミナーの開催、起業にかかる経費等の補助を行い起業家の育成を支援する。
- ・産業立地促進補助や税の軽減措置等の支援措置を講じ、県内への企業立地・投資を促進することで、地域経済の活性化と雇用機会の創出を実現する。

兵庫労働局と兵庫県が実施する業務

- ・「ひょうご・しごと情報広場」において、各種セミナーの開催をはじめ、若者、女性、中高年齢者等に対して、キャリアコンサルティングから職業相談・職業紹介まで切れ目のない就職支援を実施する。

- ・ハローワークと兵庫県の就労相談員とが緊密に連携して、県内企業の求人を開拓するとともに、求人企業の魅力等を情報発信し、マッチングによる人材の確保を図る。
- ・兵庫県が実施する、次世代産業分野での雇用創出を目指す「戦略産業雇用創造プロジェクト」の取組を支援する。

(2) 訓練実施機関と連携した人材育成の推進

地域の訓練ニーズに対応した職業訓練を実施するとともに、訓練修了者への就職支援体制を整備する。

兵庫労働局が実施する業務

- ・ハローワークが把握している求人企業のニーズや求職者の動向など、訓練ニーズを兵庫県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部兵庫職業能力開発促進センターに提供・共有する。
- ・ハローワークでの職業相談において、公的職業訓練についての的確な情報提供、適切な受講あっせんを行うとともに、訓練修了前からの担当者制による就職支援など安定した雇用に向けて就職支援の強化を図る。

兵庫県が実施する業務

- ・新規学卒者・求職者を対象に職業訓練を実施するとともに、在職者のスキルアップを支援し、ものづくり分野や環境・エネルギー、介護分野など時代のニーズに対応した人材育成を図る。
- ・ものづくり人材の育成・技能継承のため、小中学生への意識啓発から、企業在職者への最先端機器を用いた訓練まで、中長期的視点に立つ、ものづくりに係る能力開発、人材育成への取組を支援する。

兵庫労働局と兵庫県が実施する業務

- ・ハローワークと訓練実施機関であるポリテクセンター、県職業能力開発施設との密接な連携・分担による訓練ニーズの把握・共有、県のマスコットキャラクター「はばタン」を用いた周知、円滑な受講生の確保、多彩なメニュー・レベルの訓練の実施及び安定した雇用に向けて就職支援の強化を図る。
- ・「兵庫しごとカレッジ推進会議(公共職業訓練のうち委託訓練)」と「兵庫地域訓練協議会(求職者支援訓練)」を合同開催し、企業や求職者の訓練ニーズを踏まえ、お互いが訓練定員、訓練実施分野、実施時期等を補完する訓練計画を策定する。

(3) 人手不足分野における人材確保・育成

人手不足の状況にある建設、福祉等の業種について、関係団体等と連携して、潜在有資格者の掘り起こしや就職支援、雇用管理改善に係る支援等を実施することにより、これら業種の人材確保・育成を図る。

兵庫労働局が実施する業務

- ・人手不足である建設、福祉分野（介護、看護、保育職種）について、職場見学会

や就職面接会の積極的な開催などにより人材確保を図る。

- ・ハローワークによる人材不足分野の雇用管理改善に係る啓発の促進や民間団体の委託事業を活用した分野ごとの雇用管理改善方策の周知を行い、職場定着の促進などの施策を実施する事業主に対する職場定着支援助成金や建設労働者確保育成助成金などの利用勧奨により、人材不足の解消を図る事業主に対して「魅力ある職場づくり」を支援する支援を実施する。

兵庫県が実施する業務

- ・建設産業における技術者・技能者の確保・育成に向けた取組について連携を図るとともに、三田建設技能研修センターの安定的な運営に協力する。
- ・関係行政機関と建設業者団体等で構成する「兵庫県建設業育成魅力アップ協議会」と連携し、建設業のイメージアップや若年者の入職促進にかかる取組を推進する。
- ・マッチングや情報発信等の人材確保対策事業と連携し、福祉・介護分野の人材確保・育成に向けた取組を推進する。
- ・観光産業のやりがいや魅力の情報発信を行い、業界のイメージアップを図るとともに、学生を対象としたインターンシップや視察バスツアーを実施し、観光産業での人材の確保を図る。

4 ワーク・ライフ・バランスの実現等

職業生活と家庭生活の両立、調和を実現するために、「働き方改革の推進」と「休暇取得の促進」を柱に、誰もが働きやすい環境の実現を目指す。

兵庫労働局が実施する業務

- ・「働き方改革推進本部」を設置し、働き方改革に向けた企業トップへの働きかけや機運の醸成を図る
- ・長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進により、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す。
- ・育児・介護休業の取得促進、各種助成金等の活用促進の周知を行い、両立支援を進める事業主を支援するとともに、両立支援に積極的に取り組む事業主を優良企業として認定する。

兵庫県が実施する業務

- ・「ひょうご仕事と生活センター」において、企業のワーク・ライフ・バランスを支援するために、各種助成事業を行うとともに、取組に積極的な企業の認定・表彰を行う。
- ・「健康づくりチャレンジ企業制度」の周知と支援に取り組む。

兵庫労働局と兵庫県が実施する業務

- ・ワーク・ライフ・バランスフェスタの開催等、県立男女共同参画センター、ひょうご仕事と生活センターが連携、協働し、県内のワーク・ライフ・バランスの普及に努める。

5 障害者・高齢者・生活保護受給者などの就職困難者対策

障害者雇用促進法、高齢者雇用安定法等に基づく事業主指導を適切に実施するとともに、ハローワークにおける職業相談、職業紹介機能の強化を図る。また、兵庫県、関係行政機関、支援機関等と密接な連携を図りながら、これら人材の雇用の推進を図る。

(1) 障害者等の雇用促進

兵庫労働局が実施する業務

- ・精神障害、発達障害、難病患者等の多様な障害特性に対応するため、ハローワークに特性に応じた専門のスタッフを配置するとともに、地域の就労支援機関に加え、医療機関や発達障害者就労支援センター、難病相談支援センター等との連携を強化し、きめ細やかな就労支援を実施する。
- ・雇用率達成指導に当たっては、個々の企業の状況に応じた提案型指導を行うとともに、兵庫障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等の関係機関の支援メニューの周知や利用勧奨を積極的に行う。
- ・特別支援学校の生徒の就職促進を図るため、生徒、保護者、教師との面談会等を実施するとともに、職場実習を推進する。
- ・「障害者に対する差別の禁止」と「障害者に対する合理的配慮の提供義務」について、事業主等への周知徹底に努め、企業での適切な実施を図る。
- ・長期にわたる治療等を受けながら、就職を希望する者に対してハローワーク明石に設置した「長期療養者職業相談窓口」及び「兵庫県立がんセンター就労相談コーナー」において、求職者の就職支援や事業主の理解の促進に取り組む。

兵庫県が実施する業務

- ・ひょうご障害者福祉計画に掲げる職業能力開発から職場適応訓練、就労あっせん職場定着に至る各支援策について、労働局と緊密な連携を図り、障害者実雇用率の向上を目指す。
- ・特例子会社・事業協同組合（算定特例）の設立促進や職場体験機会の拡大、特別支援学校に対する出前講義等を実施する。
- ・特別支援学校高等部卒業生の一般就労を促進するため、ハローワークと緊密な連携を図る。
- ・障害者就業・生活センターに推進員を配置し、個々の特性に応じた実習先・就職先の開拓や就職相談、就職後の定着支援を行う。
- ・障害者を対象とした体験ワークを実施し、受け入れ企業や障害者の就労を支援する。

兵庫労働局と兵庫県が実施する業務

- ・障害者雇用・就業支援ネットワークとの連携を図るとともに、障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者に対する就業面と生活面の支援を一体的に実施する。
- ・福祉的就労から一般雇用への移行の促進のため、「ハローワークを中心としたチー

ム支援」を積極的に展開する。

- ・労働局、兵庫県、兵庫県教育委員会と連携して、事業主団体に対する障害者雇用の拡大要請等の取組を行う。
- ・地域の関係機関と連携協力し、障害者就職面接会を共催する。

(2) 高年齢者の就労促進を通じた生涯現役社会の実現

兵庫労働局が実施する業務

- ・高年齢者雇用安定法に基づく、企業における雇用確保措置導入の促進に努めるとともに、同法の義務を超え 65 歳以上の定年引き上げや 66 歳以上の継続雇用延長に向けた環境整備を図っていく。
- ・ハローワークに高年齢者専門の相談窓口である「生涯現役支援窓口」を設置し、特に 65 歳以上の高年齢求職者の再就職を支援する。
- ・「高齢者スキルアップ・就職促進事業」による再就職のための技能講習や面接会を開催する。

兵庫県が実施する業務

- ・高年齢者の多様な就業機会の創出等先進な取り組みを行うシルバー人材センターへの助成を通して、高年齢者の就職・就業を支援する。
- ・高年齢者の能力や経験を活かした就業機会を創出するため、高齢者のコミュニティー・ビジネスの起業を支援する。

兵庫労働局と兵庫県が実施する業務

- ・労働局で開催する兵庫県シルバー人材センター事業推進連絡会議を通じて、事業関係者の連携を強化し、高年齢者の地域に密着した就業機会の確保に努める。

(3) 生活困窮者に対する就労・生活支援

兵庫労働局が実施する業務

- ・「生活困窮者自立支援法」に基づき、市町と連携した生活保護受給者等への就労支援の充実を図り、対象者の自立を促進するため、生活困窮者に対するきめ細やかな職業相談、職業紹介を実施する。

兵庫県が実施する業務

- ・兵庫県が所管する 12 町の地域において、生活困窮者自立支援法に基づき、相談窓口を設置するなど生活困窮者の早期の自立を支援する。
- ・県内各市が参加する連絡会議等を開催し、各市がそれぞれ所管する地域で実施する、生活困窮者に対する支援が効果的に行われるよう支援する。

兵庫労働局と兵庫県が実施する業務

- ・生活困窮者の早期支援の徹底及び求職活動状況の共有化を図るとともに、求職者支援制度、職業訓練等を活用した生活困窮者の就労に向けた個別的、包括的、か

つ継続的な支援に係る連携・協力を行う。

- ・生活保護受給者等の就労による自立を促進するため、福祉施策を担う兵庫県・市町と雇用施策を担うハローワークとが、相互に緊密な連携を図りつつ、就労支援に積極的に取り組む。

(4) 保護観察対象者等に対する支援

兵庫労働局が実施する業務

- ・関係施設と連携し、施設在所中の就職を目指した職業相談・職業紹介のための施設巡回相談やトライアル雇用奨励金を活用した支援を積極的に進めるほか、協力雇用主支援事業の委託先と連携した就労支援を図る。

兵庫県が実施する業務

- ・保護観察対象者等の就労を促進するため、保護観察対象者等を雇用する民間事業者（協力雇用主）を国の制度と一体的に支援する。

6 地域雇用対策の推進

国が行う施策と兵庫県や県内自治体が講じる地元企業への就職促進等雇用施策が、円滑かつ効果的に実施されるよう一層の連携強化を図る。

兵庫労働局が実施する業務

- ・県内各市町と効果的に雇用施策が取り組めるよう、雇用対策協定の締結や一体的実施事業を推進する。
- ・兵庫県のほか、7市（神戸市、尼崎市、西宮市、宝塚市、姫路市、川西市、丹波市）において、ハローワークが行う職業紹介等と市町が行う福祉等に関する業務を連携して行う一体的実施事業を引き続き実施する。
- ・2市（三木市、加西市）において「ふるさとハローワーク」を設置し、国と市との連携により、国の職業相談・職業紹介サービスと市の提供する住民サービスによる地域住民の就職の促進を図る。
- ・ハローワーク求人情報のオンライン提供、またハローワーク求職情報の提供サービスを活用した取組等、県内自治体が行う無料職業紹介に対して、積極的な支援を行う。
- ・厚生労働省委託事業である「LO活事業」（地方就職活動支援）と連携した学生等のUJIターン支援を実施する。

兵庫県が実施する業務

- ・首都圏における移住相談窓口である「カムバックひょうご東京センター」に地方版ハローワークを併設し、県内企業への就職を促進する。
- ・県内企業の魅力を紹介するWeb版ガイドブックの作成や、首都圏大学や大阪での企業説明会の開催を行う。
- ・県内ふるさと5地域内（北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域）の中小企業が負担する採用選考旅費や転居費用を助成することにより、対象地域内企業の人材確保

を支援する。

- ・ふるさと5地域の「地域人材確保協議会」において、市町や事業主団体、教育機関等との情報交換を行い、若者のUJIターンや地域定着を支援する。
- ・兵庫県が策定する「ひょうご経済・雇用活性化プラン」が目指す「活力あるしなやかな産業構造」の実現のため、「産業力」「国際力」とともに「人材力」の強化に努める。
- ・県内各地域における地域雇用開発計画の推進に連携・協力する。

兵庫労働局と兵庫県が実施する業務

- ・労働局で設置する雇用対策本部における情報交換会議において、撤退企業等地域の雇用失業情勢に影響のある事案を共有し、労働局とハローワーク、また兵庫県を中心とする対策本部を設置し、雇用保険制度によるセーフティネットや再就職に向けた各種支援を行う。
- ・行政、労働団体、経済団体の代表者による「兵庫県地方政労使会議」において、非正規雇用対策をはじめ若者の定着支援、シニア・女性の活躍、人材育成等、雇用・労働の課題に対する認識の共有を図り、効果的な解決策を検討する。
- ・ハローワークと県民局（地域人材確保コーディネーター）が密接に連携を図りながら、地元企業の人材確保の情報収集・提供やUターン希望者に対する職業相談、ニーズに応じた求人開拓などを推進するとともに、企業説明会や就職面接会を開催する。

※ 雇用施策に関する数値目標

兵庫県と共同で定める数値目標等については、以下のとおりである。

平成 29 年度 目標項目 (例)	目標値
平成 30 年 3 月新規高等学校卒業予定就職希望者の就職率 (平成 30 年 6 月末時点) ※兵庫県内の高等学校が対象	100%
平成 30 年 3 月新規大学等卒業予定就職希望者の就職率 (平成 30 年 4 月 1 日時点) ※兵庫県内の大学、短大が対象	95%
女性の就業率 (国勢調査数値 (平成 32 年度))	46.5%
兵庫県との一体的実施施設「女性就業相談室」での就職件数 ※女性就業相談室は、兵庫県立男女共同参画センター内で運営	190 件
女性の活躍推進法に基づく認定 (えるぼし) 数	10 件
仕事と生活の調和推進宣言企業数 (累計)	1,400 社 (累計)
公共訓練受講者の就職率 (施設内訓練・委託訓練)	施設内 80% 委託訓練 75%
障害者実雇用率 (平成 29 年 6 月 1 日報告時)	2.0%
障害者法定雇用率達成企業数の割合 (平成 29 年度 6 月 1 日報告時)	53.4%
70 歳以上まで働ける企業割合 (平成 29 年 6 月 1 日報告時)	21.2% [全国平均値]
シルバー人材センターの就業実人員	35,000 人

～地域創生と総活躍社会の実現に向けて～

兵庫県

連携して取り組む雇用施策

兵庫労働局

- ・「若者しごと倶楽部」での就職支援
- ・若年者就業推進員のハローワークとの連携、情報の共有化
- ・「若者しごと倶楽部」での職場見学、体験、セミナーの実施
- ・県内企業の魅力を発信する、ガイドブックの提供とWeb発信
- ・企業説明会や就職面接会の開催

若年者等の雇用対策

- ・正社員転換・待遇改善実現プランの推進
- ・大学等新卒者・既卒者向け面接会等の開催
- ・「若者しごと倶楽部」と新卒応援ハローワーク、ハローワーク神戸との連携支援
- ・「ふるさと人材確保応援事業」の推進
- ・地域若者サポートステーションによる若年無業者への支援

- ・新卒応援ハローワークを中心に新規学校卒業者等への支援
- ・わかものハローワークでの既卒者向け担当者制での個別支援
- ・不本意非正規労働からの正社員転換支援（求人開拓と処遇改善の促進）
- ・若年無業者の就業支援のため、若者サポートステーションと連携支援

- ・「男女共同参画センター」での女性就業支援・職業紹介の実施
- ・育児・介護等による離職者に対する訓練費用の助成による就職支援
- ・育児・介護離職者を再雇用する企業への助成

女性の雇用対策

- ・男女共同参画センターにおける就業支援と職業紹介の一体的実施
- ・「マザーズハローワーク」、「マザーズコーナー」と「男女共同参画センター」との共同事業の実施

- ・職業紹介、職業相談
- ・「マザーズハローワーク三宮」や県内ハローワークのマザーズコーナーでの担当者制による個別支援
- ・市町と連携した保育関連サービスの情報提供

- ・企業立地、企業移転を支援
- ・人手不足分野（建設・福祉・観光分野）の入職を促進
- ・職業訓練の実施、ものづくり人材の育成（ものづくり大学校ほか）

人材確保・人材育成対策

- ・地域の訓練ニーズに対応した訓練計画の策定、職業訓練の実施及び就職支援
- ・人材不足が顕著な建設・介護・観光業界と連携した人材確保・育成対策の推進

- ・企業等の地域の訓練ニーズの把握
- ・ハローワークによる訓練機関への受講あっせん訓練修了に向けた就職支援
- ・求職者支援訓練等各種訓練の支援

- ・「ひょうご仕事と生活センター」による企業への各種助成と支援
- ・「健康づくりチャレンジ企業制度」の周知と支援

ワーク・ライフ・バランスの実現

- ・労働局、県立男女共同参画センター、ひょうご仕事と生活センターの連携によるワーク・ライフ・バランス普及の取組

- ・働き方改革の推進のため、推進本部を設置、企業への機運の醸成を図る。
- ・育児・介護休業取得促進、各種助成金等の活用促進
- ・取組に積極的な企業認定制度の活用

- ・職業能力開発校での人材育成
- ・特例子会社等設立促進（助成支援）
- ・「障害者就業・生活支援センター」への推進員配置
- ・県立特別支援学校への就職支援員の配置
- ・兵庫県シルバー人材センター協会への運営助成

障害者等の就労支援

- ・障害者雇用・就業支援ネットワークによる連携
- ・雇用・福祉・教育・医療分野が、一体となったチーム支援
- ・シルバー人材センター事業を通じた高齢者層の就業促進と支援

- ・訓練、就職、職場定着に係る一連の継続的支援
- ・トライアル雇用制度と各種助成金活用による就職支援と企業支援
- ・ハローワーク等関係機関が連携したチーム支援の強化
- ・高齢者向けの講習、訓練、面接会の実施

- ・首都圏からの県内就職を支援する、カムバックひょうご東京センターにハローワークを併設し、「ひょうごしごと情報広場」と「カムバックひょうごセンター」と連携した兵庫県内への就職支援

地域雇用対策の推進

- ・「ひょうご経済・雇用活性化プラン」実現への連携・協力
- ・「兵庫県地方政労使会議」を通じた、労働課題の共有と効果的な取組の検討

- ・兵庫県内各市町への雇用対策への支援を始め、ふるさとハローワークの運営や自治体へのハローワーク求人情報等の提供による人材確保への支援